

くまもとCひと・まち・いきもんネットワーク制度要綱

制定	平成30年	5月10日	環境局長決裁
改正	令和5年	4月1日	環境政策課長決裁
	令和6年	4月1日	環境政策課長決裁
	令和7年	3月11日	環境政策課長決裁

(目的)

第1条 熊本市の生物多様性の保全や持続可能な利用に取り組む市民活動団体、事業者、学校、行政機関等（以下「団体等」という。）を、くまもとCひと・まち・いきもんネットワーク（以下「いきもんネット」という。）に登録し、登録を受けた団体等（以下「登録者」という。）が連携・協働できる基盤を構築するとともに、登録者の活動等の情報を発信することにより、本市の生物多様性に関する活動の推進に寄与することを目的とする。

（登録者の要件）

第2条 いきもんネットに登録を受けることのできる団体等は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 熊本市の生物多様性に資する活動として、次のいずれかに該当する活動を行っていること。
 - ア 熊本市生物多様性戦略の基本戦略1（知る）に寄与する活動（野生動植物の調査等）
 - イ 熊本市生物多様性戦略の基本戦略2（学び、つながる）に寄与する活動（自然観察会の開催等）
 - ウ 熊本市生物多様性戦略の基本戦略3（守る）に寄与する活動（絶滅危惧種の保全、外来種対策等）
 - エ 熊本市生物多様性戦略の基本戦略4（創る）に寄与する活動（生物多様性に配慮した緑化、環境作り等）
 - オ 熊本市生物多様性戦略の基本戦略5（活かす）に寄与する活動（エコツーリズム、地元農水産ブランドの推奨等）
- (2) 活動内容に政治的又は宗教的な趣旨、目的等を有していないと認められること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

（登録の手続）

第3条 いきもんネットの登録を申請する団体等（以下「申請者」という。）は、くまもとCひと・まち・いきもんネットワーク登録申請書（様式第1号）（以下「登録申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録申請書の提出があった場合において、登録を審査するために必要と認めるときは、申請者に対し、登録申請書以外

の書類を提出させることができる。

（登録の認定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が第2条の登録者の要件を満たすときは、登録者として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定の登録者に対して、くまもとCひと・まち・いきもんネットワーク登録証（様式第2号）を発行するとともに、ホームページ等で登録者の活動内容等を紹介するものとする。ただし、活動内容等の紹介は登録者の意向を勘案し行うものとする。

3 登録者は登録内容を変更する場合、くまもとCひと・まち・いきもんネットワーク登録内容変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（活動の報告）

第5条 登録者は、当該年度活動終了後、又は4月30日までにくまもとCひと・まち・いきもんネットワーク活動年間報告書（様式第4号）（以下「活動報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、活動報告書に記載された事項を満たすものであれば、活動報告書とみなすことができる。

（登録の辞退）

第6条 いきもんネットの登録の辞退を希望する登録者は、くまもとCひと・まち・いきもんネットワーク登録辞退届出書（様式第5号）（以下「辞退届書」という。）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録者が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第5条の活動報告書の提出がなかったとき。
- (3) 前条の辞退届書の提出があったとき。
- (4) 法令に違反する行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を取り消す必要があると認めるとき。

（組織）

第8条 いきもんネットは、登録者及び第1条に規定する目的を達成するために必要な知識、経験を有すると認められる者で構成する。

（取組）

第9条 いきもんネットは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 登録者の概要及び活動等に関する情報の発信
- (2) 登録者同士の情報共有及び交流の促進
- (3) その他熊本市の生物多様性に寄与する取組

（事務局）

第10条 いきもんネットワークの事務を処理させるため、環境局環境推進

部環境政策課に事務局を置く。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、環境局
環境推進部環境政策課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 1 日から施行する。